報告第21号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和3年8月26日提出

小城市教育委員会　教育長　大野　敬一郎

報告理由

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が名称改正されており、小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱別表中で基準を引用しているため改正となる。

小城市告示第90号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成27年小城市告示第135号）の一部を次のように改正する。

別表中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成27年小城市告示135号）の一部を改正する告示　新旧対照表

現行

別表（第７条関係）

委託料種別			対象児1人当たりの日額	備考
(1)　基本分（平日の教育標準時間の前後又は長期休業日の利用）	Ⅰ　年間延べ利用者数2,000人超の一時的保育施設	①平日	400円	
		②長期休業日（8時間未満）	400円	
		③長期休業日（8時間以上）	800円	
	Ⅱ　年間延べ利用者数2,000人以下の一時的保育施設	①平日	（160万円÷年間延べ利用人数）－400円（10円未満切捨て）	

改正後（案）

別表（第７条関係）

委託料種別			対象児1人当たりの日額	備考
(1)　基本分（平日の教育標準時間の前後又は長期休業日の利用）	Ⅰ　年間延べ利用者数2,000人超の一時的保育施設	①平日	400円	
		②長期休業日（8時間未満）	400円	
		③長期休業日（8時間以上）	800円	
	Ⅱ　年間延べ利用者数2,000人以下の一時的保育施設	①平日	（160万円÷年間延べ利用人数）－400円（10円未満切捨て）	

		②長期休業日（8時間未満）	400円	
		③長期休業日（8時間以上）	800円	
(2)　休日分（土曜日、日曜日、国民の休日等の利用）			800円	・8時間以内の場合
(3)　長時間加算	Ⅰ　超えた利用時間が2時間未満		150円	・(1) Ⅰ①及び(1) Ⅱ①については4時間、(1) Ⅰ③、(1) Ⅱ③及び(2)については8時間を超えて実施した場合に、その日額に加算
	Ⅱ　超えた利用時間が2時間以上3時間未満		300円	
	Ⅲ　超えた利用時間が3時間以上		450円	
	Ⅳ　超えた利用時間が2時間未満		100円	・(1) Ⅰ②及び(1) Ⅱ②につ

		②長期休業日（8時間未満）	400円	
		③長期休業日（8時間以上）	800円	
(2)　休日分（土曜日、日曜日、国民の休日等の利用）			800円	・8時間以内の場合
(3)　長時間加算	Ⅰ　超えた利用時間が2時間未満		150円	・(1) Ⅰ①及び(1) Ⅱ①については4時間、(1) Ⅰ③、(1) Ⅱ③及び(2)については8時間を超えて実施した場合に、その日額に加算
	Ⅱ　超えた利用時間が2時間以上3時間未満		300円	
	Ⅲ　超えた利用時間が3時間以上		450円	
	Ⅳ　超えた利用時間が2時間未満		100円	・(1) Ⅰ②及び(1) Ⅱ②につ

	Ⅴ　超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円	いては4時間を超えて実施した場合に、その日額に加算		Ⅴ　超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円	いては4時間を超えて実施した場合に、その日額に加算
	Ⅵ　超えた利用時間が3時間以上	300円			Ⅵ　超えた利用時間が3時間以上	300円	
(4)　就労支援型施設加算（事務経費）	Ⅰ　1か所当たり年額	1,383,200円	・次の要件を満たす施設に適用する。 ア　平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 イ　特定教育・保育施	(4)　就労支援型施設加算（事務経費）	Ⅰ　1か所当たり年額	1,383,200円	・次の要件を満たす施設に適用する。 ア　平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 イ　特定教育・保育施

				設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定されている連携施設となっていること。 ウ　本事業の事務を担当する職員を追	

				設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定されている連携施設となっていること。 ウ　本事業の事務を担当する職員を追	

			加で配置することと。 ・ウの配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。

備考　この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。

			加で配置することと。 ・ウの配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。

備考　この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。